

生徒会会則

第1章 総則

第1条（名称）

○この会の名称は「天間林中学校生徒会」とする。

第2条（組織）

○この会の天間林中学校に在学する生徒会員をもって組織する。

第3条（活動手続き）

○この会で計画し実施しようとする活動は、本校職員の助言により、校長の承認を得て実施される。

第4条（活動目標）

○この会は、生徒が自主的に活動し、学校生活の向上とよりよい校風を作ることを目標として活動される。

第5条（名誉会長）

○この会の名誉会長は、校長とする。

第2章 役員

第6条（役員構成）

○この会に次の役員をおく。

（1）執行部役員（会長1名）・（副会長1名）・（執行委員若干名）

第7条（役員選出）

（1）会長、副会長は役員選挙管理規定に基づいて、会員全員の投票により選出され、校長が任命する。また、執行委員は会長の指名により選出され、会長が任命する。

（2）役員はかねることができない。

第8条（役員役割）

（1）会長はこの会を代表し、会務を総括する。

（2）副会長は会長を助け、会長に事故ある時は代行する。

（3）執行委員は会議を記録し、関係書類と共に保管する。

第9条（役員任期）

（1）執行部役員の任期は4月から、翌年3月までの1年間を原則とするが、新旧執行部役員交代は年度末生徒総会で行う。ただし、欠員が生じたり、不信任案による改選役員の任期は前任者の残任期間とする。また、1月から3月までは新執行部員を代行させ、その助言を行う。

（2）常置委員長の任期は、4月から翌年3月までの1年間を原則とするが、新委員長（2年生）が決まり次第、新委員長を代行させ、その助言を行う。

第10条（不信任案）

○全会員の3分の1以上の署名により不信任案が成立し、全会員の投票により過半数の賛成で決める。

第3章 会議

第11条（会議の種類）

○この会は、次の会議を持つ。

- A 生徒総会 B 生徒議会 C 執行部会 D 常置委員会
E 特別委員会

第12条（総会）

○総会はこの会の最高決議機関であり、定例総会は年2回とする。（4～5月に前期生徒総会、2～3月に後期生徒総会を行う。）

（1）総会で決める問題は次のとおりである。

（イ）前期生徒総会

会則の改正、各常置委員会・各部の活動計画、および予算決定、各種行事の承認、その他この会の目的達成に必要な事項。

（ロ）後期生徒総会

会則の改正、決算の承認、活動反省、新旧執行部の交代。その他この会の目的達成に必要な事項。

（2）総会の議長・初期

各学級の議長・書記の中から、生徒会長が指名し、決定する。

議長及び書記は、年2回の定例総会の司会及び記録を行う。

（イ）議長1名

（ロ）書記2名

第13条（臨時総会）

○生徒議会が必要と認めたとき、並びに会員の5分の1以上の要求の署名があったとき、顧問教師と協議の上、学校長の承認を得て開く。

第14条（生徒議会）

○生徒総会に次ぐ決定機関として生徒議会を置く。生徒議会は、執行部、各委員会委員長、各学級の室長、各部の部長、時には特別委員会の委員長をもって構成する。

（1）全校生徒の意見を幅広く聞く。

（2）学校生活向上のために、生活上の問題点を明確にする。

（3）生活上の問題点の対策、取組の方針を検討する。

第15条（執行部会）

○会長、副会長、執行委員の執行部員により構成され、生徒議会の提案の事項の審議、その他の準備にあたる。

第16条（会議の成立）

○全ての会議は構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第17条（決議）

○決議は全ての参加者の過半数の賛成で決める。

第4章 委員会

第18条（常置委員会）

○この会は各学級の代表から構成される、次の常置委員会を設ける。各々の委員会は全校活動を活発に有効に行うため、委員長及び副委員長（3年生）を互選し、顧問教師の指導助言のもとに年間計画を作成し、その仕事に努める。

（1）学年委員会

○よりよい学年にするための取組を行う。

○学年朝会の司会・進行を行う。

（2）広報委員会

○朝や給食時間に校内放送を行う。

○校内にポスターを掲示する。

○賞状伝達時の読み上げと介添えや、賞状の掲示をする。

（3）生活環境委員会

○校内で安全に生活できるようにするための取組を行う。

○あいさつ・返事の向上を目指した活動を行う。

○場に合った容姿や服装ができるようにするための取組を行う。

○清掃しやすいように、用具の準備などを行う。

○校内外の環境整備を行う。

（4）学習図書委員会

○図書室の管理や貸し出しを行う。

○学習キャンペーンなど学力向上の活動を行う。

（5）保健給食委員会

○加湿器管理や換気など、健康管理に関わる取組を行う。

○配膳コンテナの片付けサービスやふきん洗いなどを行う。

（6）体育奉仕委員会

○昼休み、安全に遊べるように管理や呼びかけを行う。

○福祉・ボランティア活動を行う。

○空き缶回収ボックスの管理を行う。

第19条（特別委員会）

○この会には、次の特別委員会を設けることができる。各々の委員会の目的を達成するため、活動計画を作成し仕事に努める。目的が達成されると解任される。

（1）選挙管理委員会

○天中生徒会会員の選挙権を有する。

会長（1名）、副会長（1名）の立ち会い演説会並びに選挙日程等を計画する。

○立候補者が定員と同数の場合には、信任投票を行う。

第5章 部活動

第20条（部活動）

○本校には次の部を置き、任意加入制とする。3年間継続することを原則とする。
運動部：ソフトボール部（女子）、卓球部、陸上競技部 文化部：吹奏楽部
特設部：水泳部、スキー部

- ①当該生徒がいる場合は、引率教師をつけて中体連が関わる大会への参加を認める。
- ②ただし、地域クラブに所属し、日常的に練習に参加している者であること。

第6章 費用

第21条（運営費用）

○この会の費用は会費、および他の収入による。

第22条（会計年度）

○会計年度は4月に始まり、翌年3月に終わることを原則とする。

第7章 その他（附則）

第23条（執行部役員改選）

○執行部役員改選は、原則として毎年12月に行う。

第24条（顧問教師）

○顧問教師は、会の運営について指導助言し、校長並びに職員との連絡を取る。

第25条（施行）

○この会則は平成29年4月1日より施行する。

【附則】

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 平成30年4月1日 | 第18条（2）改正（委員会の名称変更） |
| 平成31年4月1日 | 第18条（4）（6）改正（委員会の名称変更） |
| 令和4年4月1日 | 第18条（2）改正（委員会の名称変更） |
| 令和4年4月1日 | 第20条 改正（応援部の新設） |
| 令和6年4月1日 | 第7条（1）改正（役員の選出方法変更） |
| 令和6年4月1日 | 第8条（4）改正（役員の役割変更） |
| 令和6年4月1日 | 第18条（6）改正（委員会の仕事内容変更） |
| 令和7年4月1日 | 第7条 改正（文言訂正） |
| | 第14条 改正（文章訂正） |
| | 第18条(2) 改正（委員会活動内容追加） |
| | 第20条 改正（文言訂正および廃部にもなう文章変更） |

役員選挙管理規定

天間林中学校 選挙管理委員会

- 第1条 この規定は、天間林中学校生徒会役員選挙に適用する。
- 第2条 この規定により選挙される役員は次の通りとする。
会長 1名（会長立候補者は2年生とする）
副会長 1名（副会長立候補者は1年生とする）
- 第3条 前条に掲げた役員選挙は毎年12月に行う。また、任期中欠員が生じた場合は、下記選出方法のいずれかを、生徒議会で決定する。
・次点者繰り上げ
・補欠選挙
・代理執行
- 第4条 選挙事務を処理するために選挙管理委員会を設ける。選挙管理委員会は、各学級選出による委員で構成される。但し、立候補者、及び応援者は、選挙管理委員を兼ねることができない。
- 第5条 選挙管理委員会は互選により委員長を置く。
- 第6条 選挙管理委員会は、次のことを行う。
1 選挙日程の告示に関する事項
2 推薦立候補者及び立候補に関する事項
3 選挙公報の告示に関する事項
4 開票に関する事項
5 当選者決定とその告示に関する事項
6 その他の選挙に関する事項
- 第7条 前条の第3項の告示は選挙期日20日前までにしなければならない。
- 第8条 選挙管理委員会は、役員投票用紙を投票会場において全生徒会員に配布する。
- 第9条 選挙は役員立候補者に対し、生徒会会員が平等に参加する直接且つ秘密投票により行う。
- 第10条 生徒会会員は役員選挙管理規定に基づき自由に立候補もしくは候補者を推薦できる。
生徒会会員が立候補もしくは候補者を推薦する場合は、指定事項記入の上、指定期日までに選挙管理委員会に届けなければならない。
- 第11条 開票は選挙管理委員会が行う。
- 第12条 当選者は有効投票の多数を得た者から順次決定する。立候補者が定員と同数の場合は信任投票を行い、過半数の信任を得た場合、立候補者を当選とする。過半数に満たない場合は再選挙を行う。
- 第13条 この規定の変更は生徒議会で諮り生徒総会の承認を得るものとする。
- 第14条 この規定は、平成29年4月1日より執行運用する。